

第43回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和6年2月20日（火）午後2時から午後3時30分まで

第2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

第3 テーマ

わかりやすい裁判所施設のために

第4 出席者

1 委員

浦野真美子、大澤浩、齋藤克幸、武内弘樹、中島真一郎、畠山和男、藤倉千春、柵木澄子、山口研介（五十音順、敬称略）

2 裁判所

畑山事務局次長、西舘総務課長、一郷会計課長、角張総務課長補佐、紺野総務課長補佐、藤澤庶務係長

第5 議事等

1 開会

- 2 前回の委員会テーマ（「裁判所における採用広報について」）に関する取組の報告
将来の受験者増加につなげる若年層への働きかけ、裁判所職員の職業の魅力の発信という御意見をうけて、業務説明会の募集対象の拡大や採用広報の内容の拡充について活動状況を報告した。

3 テーマに関する説明内容及び意見交換の要旨は別紙のとおり

4 次回期日等

(1) 次回期日

令和6年9月17日（火）午後2時

(2) テーマ

未定

(別紙)

テーマに関する説明内容及び意見交換の要旨

1 説明

庁舎の概要及び来庁者対応についての職員アンケートの結果を説明したほか、ホームページの紹介を行ったのち、庁内を見学した。

2 意見交換 (○委員、■裁判所職員)

○ 案内板など、細かく気が遣われていると感じた。見学コースにあった、建物の構造上生じてしまっているスロープや階段については、もう一つ表示があってもよいと思う。

注意力が散漫になっていると、表示や案内があっても気が付かないこともあるし、文字が細かいと感じてしまうと読む気にならないこともあると思う。

エレベータを使う方が多いとは思いますが、高齢者でも意外と階段を使われる方も多い。階段から出たところに案内板がないので、どうしたらよいか迷われる方もいるのではないか。

○ 3階のD待合室へ行く手前に階段があるので、車いすの方はそのルートではD待合室に行くことができない。また、近くまで行かないと階段があることがわからなかった。近くまで行って、引き返してきて別の方からぐるっと回らなければならないので、そこへ行く手前で階段があることがわかったほうがよい。

■ D待合室へ階段のある経路を案内しているのは、利用する当事者がかちあわないように動線をわけている事情がある。

○ 立場上、外国人の視点からお話させていただく。付添いの方なしで外国人だけで来庁される事例はどのくらいあるのか。

■ 外国人の方は付添いの方と来られることがほとんどで、外国人だけで来られるケースはあまり多くない。本日の見学では、書記官室から待合室までの動線を見ていただいたが、実情としては、外国人に限らず、日本人の当事者の方に対しても、職員が待合室まで案内する場合はほとんどである。

- 裁判所の用語は日本人でも慣れない言葉が多いので、外国人であればもっとわからないのではないか。説明などもっと工夫があったほうがいい。
- いくつかある待合室への案内表示について、色分けされているのがよかった。

見学中、階段に「A階段」や「B階段」といった表示がされてあるのを見かけたので、案内板にも「A階段」「B階段」の記載があるとわかりやすいのではないか。

1階玄関ホールに掲示されている案内板に「別館」が記載されているが、平面図からだと庁舎の中から行けるのかどうかわかりづらい。「別館」という名称であるし、外からしか行けないように思ってしまう。
- 受付がどこにあるかわかりづらくて入口のところで迷ってしまう方が多いのではないかと思いますので、受付がどこにあるか表示したほうがいいのではないかと。また、受付と離れたところに庁舎案内板が掲示されていたが、受付の横にあると、受付でも説明しやすいのではないかと思います。

受付を工夫・充実させることで、初めて来た方にもわかりやすくなるのではないかと。
- 一つのアイデアとして、もっと来庁者の動線をコントロールしてもいいのではないかと思います。

エレベータ内の行先階ボタンの上に、「家裁は3階、地裁民事は4階、地裁刑事は5階」というようにシンプルに表示してはどうか。エレベータを降りたところの表示も、例えば、2階では、「簡易裁判所は右、200号法廷は左」とか、3階、4階であれば書記官室は、正面なので、「そのままどうぞ」など。301号法廷での裁判で来庁したとしても、地裁民事書記官室にたどり着けさえすれば事足りるはずだと思うので、表示はシンプルでよいと思う。
- 依頼者で、高齢で足が不自由な方の調停の際に、その方は待合室ではなく別室に案内され、調停委員の方がその別室の方に来てくれるといった配慮がなされた経験があるので、紹介させていただく。
- 依頼者の方から、裁判所について「わかりにくい」等の感想を聞いた事例はあるか。
- 依頼者から「わかりにくい」という感想は聞いたことはない。

依頼を受けず説明だけ担当した際に、相談者へは「家庭裁判所に行ってください」とか「簡易裁判所に行ってください」と言っている。来庁される方は書記官室にたどり着けばいいと思うので、窓口を明確にして、シンプルに表示するだけでよいのではないか。全部書こうとすると、逆にわかりにくくなるのではないかと思われる。

○ 受付が不在になる時間帯があるとのことだったが、受付には常時人がいたほうがよいと思う。受付が不在の場合には、会計課に行くように案内があるが、会計課は奥まった場所にあり、わかりづらいと感じる。本日の見学の際に、制服の警備員を見かけたが、警備員がいるだけでも声をかけやすいので、いたほうがよいと思う。

○ 委員が所属されている職場での工夫例など、御紹介いただける事例はあるか。

○ 私の職場は、同じフロアに3つの部署があるが、床に色分けした案内を敷設している。

○ 案内表示の外国語表記について、委員に質問させていただきたい。

裁判所を利用される外国人は、英語圏や中国語圏、韓国語圏よりも、アジア圏の少しマイナーな言語の方の利用の方が多いように思うが、その方々に対応するために、せめて英語表記だけでもあったほうがよいものなのか。

○ 日本に来るくらいだから英語ぐらいわかるだろうと思われがちだが、英語表記だけでは足りないことが多い。しかし、先ほどの裁判所職員の方の話によれば、外国人に対して職員が案内しているということだったので、現在の表記で足りているのであれば、あまり無理をしなくてもよいのではないかと思う。

我々も窓口案内の際、全く言葉の通じない外国人とは「ボイストラ」というアプリを活用しているので、そういったものを活用するのも一つの手である。

表示に関しては、どのくらいの言語を表記したほうがいいのか、悩ましいというのが実感である。